

砥 部 町 議 会
平成 1 9 年 第 2 回 臨 時 会
会 議 録

平成19年第2回臨時会 会議録

| | | |
|------------------------------------|--|--|
| 招集年月日 | 平成19年2月15日 | |
| 招集場所 | 砥部町議会議事堂 | |
| 開 会 | 平成19年2月15日 午前9時00分 議長宣告 | |
| 応招議員 | 1 番 山口 元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡 章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村 良彰 7 番 井上 洋一 8 番 樋口 泰幸 9 番 栗林 政伸 10 番 土居 英昭 11 番 宮内 光久 12 番 大野 和博 13 番 中島 博志 14 番 田室 博志 15 番 平岡 文男 16 番 山本 典男 17 番 玉井 啓補 18 番 三谷 喜好 | |
| 不応招議員 | なし | |
| 出席議員 | 出席議員は、応招議員の18名 | |
| 欠席議員 | なし | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名 | 町 長 中村 剛志 助 役 柳田 穫 収 入 役 佐川 秀紀 総務課長 明賀 徹 監理財政課長 松下 行吉 農林課長 西崎 悟 生きがい推進課長 大西 潤 学校教育課長 松村 昇二 生涯学習課長 大野 哲郎 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 原 田 公 夫 | |
| 会議録署名 | 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 | |
| 議員の指名 | 13番 中島 博志 14番 田室 博志 | |

平成19年第2回砥部町議会臨時会

平成19年2月15日(木)

午前9時00分開会

○議長(樋口泰幸) ただ今の出席議員は18人です。定足数に達していますので、平成19年第2回砥部町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には公私ご多忙のところ、ご出席を賜り、議案をご審議いただきますことに、心から感謝を申し上げます。今年は1月から暖かい日が続いております。これほど暖かいと心配しております地球温暖化が進んでいる証拠ではないかとも考えてしまいます。先般パリで開催されました気候変動に関する政府間パネルで公表された地上平均気温の予測におきまして、今世紀末までに1.4度から5.8度上昇するとの従来の予測を、2.4度から6.4度に改めました。そうするとミカンや愛媛では生産が難しくなり、リンゴも北海道以外では、生産が困難になると言われております。このニュースを聞き、改めて環境問題の重要性を痛感いたしました。今の私たちは、福祉の充実、産業経済の振興、教育文化の振興といった事が重要な課題としておりますが、これから生まれてくる子どもたちは、このことよりもきれいな水と緑と空気そしてかけがえのない美しい地球を守ってほしいという願いがあるのではないのでしょうか。これまで人類は、環境破壊に多額の投資をしてきました。これからは、環境保全・保護に投資をしなければならぬ時がきたのではないかと思います。私たちが汚した水は、よりきれいに川に返さなければなりません。ゴミも再利用できるものは利用し、減量化に努めなければなりません。移動はできる限り車から自転車へ、徒歩へとといったことを一人ひとりが心掛ける事が、環境保護の輪を広げていくことになると思います。地球温暖化防止は、一朝一夕にできるものではありませんが、一人ひとりの小さな取り組みが基本になると思います。

さて、本日は、専決処分の報告が1件。条例の一部改正1件。一般会計の補正予算合わせて3件の事案についてご審議をいただきます。いずれも、詳細に説明させていただきますので、ご議決、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

また、本日は議会の皆様の人事についてもご審議をされると伺っております。新体制を整えていただきまして、町政運営の両輪として町民の皆様の付託にこたえられますよう、念願し、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(樋口泰幸) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により13番中島博志君、14番田室博志君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（樋口泰幸） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は、去る2月6日開催の議会運営委員会において、本日1日とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（樋口泰幸） 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたのでご報告します。なお、佐野教育長より公務出張のため欠席の通知がありました。

次に、監査委員より、12月末の例月出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

最後に、閉会中に公共下水道整備事業に関して処理方式を変更決定することにあたり、2月13日に全議員が参加して、京都府長岡京市及び岡山県高梁市の公共下水道処理施設を視察し、繊維ろ過方式について研修をいたしました。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 報告第1号 専決処分第1号の報告について

（保育所入所児童の人身事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（報告、質疑）

○議長（樋口泰幸） 日程第4 報告第1号 専決処分第1号の報告についてを議題とします。本案について報告を求めます。正岡民生こども課長。

○民生こども課長（正岡修平） 専決処分第1号について、ご報告申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成19年2月15日提出。砥部町長中村剛志。次のページをご覧ください。専決第1号につきまして、平成19年1月25日に専決処分を行っております。内容でございますけれども、保育所入所児童の人身事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、和解により砥部町の義務に属する損害場所の額を次のように定める。1 損害賠償額ですが、92万59円。相手方住所、砥部町総津392番地2。氏名、堀内俊治。児童の親権者、児童の父親でございます。3事故の概要、平成18年8月9日午後3時30分ごろ、砥部町立広田保育所保育室において、当保育所の保育士が入所児童に高い高いをしようとした時、誤って床に落下させ、当該入所児童に全治3箇月の怪我を負わせたものでございます。今回の事故につきましては、昨年10月17日の議員全員協議会で事故の状況についてご報告させていただきましたが、その約1箇月後の11月11日に児童の怪我が完治するにいたりました。その後、被害者の親と損害賠償についての話し合いを行い、その際に、被害者側から提示の

ありました希望額を保険会社の方に伝えていたところ、全額を保険から支払える旨の連絡があり、この額を元に和解するに至ったものでございます。92万59円の内訳につきましては、治療費が6万1,879円。ギブスをしていた期間の付き添い看護費21万9千円。慰謝料63万円。通院交通費4,900円。診断書料等の雑費が4,280円となっております。なお、治療費の内7割の医療保険者負担分4万3,309円は、加入しております保険者の愛媛県市町村職員共済組合に支払い、残りの87万6,750円を堀内氏本人に支払いを済ませております。以上ご報告といたします。

○議長（樋口泰幸） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号を終わります。

~~~~~

### 日程第5 議案第3号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正について

#### (説明、質疑、討論、採決)

○議長（樋口泰幸） 日程第5 議案第3号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大野生涯学習課長。

○生涯学習課長（大野哲郎） 議案第3号 砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部改正についてご説明を申し上げます。砥部町総合公園内体育施設及び砥部町田ノ浦町民広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成19年2月15日提出。砥部町長 中村剛志。まず提案理由でございますが、砥部町総合公園の全施設の管理を指定管理者に行わせることに伴い、条例の整理を行うため提案するものでございます。改正点でございますが、中段の所にごございますように題名を次のように改める。砥部町総合公園及び砥部町田ノ浦町民広場条例。砥部町総合公園内体育施設を砥部町総合公園に改める。附則といたしまして、改正ポイントは、第2項にごございますように、砥部町公園条例の一部を次のように改正する。別表砥部町総合公園の項を削る。新旧対照表をご覧ください。総合公園内体育施設の字句を砥部町総合公園と改める関係でございます。まず表題の部分、条例文のところがございます。そして、第1条中に総合公園内体育施設がございます。同じく第2条中の表の中にもございます。それから2ページの第5条の表の中にもその標記がございます。そしてもう一箇所、別表、11条関係でございますが、使用料の中の表現にもございます。計5箇所のところにおきまして公園内体育施設を改めるものでございます。それから附則のところでございますが、最後の3ページのところに公園条例、その項目の中から砥部町総合公園の項目を削除するというところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（樋口泰幸） 質疑なしと認めます。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。議案第3号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。よって、議案第3号砥部町総合公園内体育施設及び田ノ浦町民広場条例の一部改正については、可決されました。ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前 9時13分 休憩

午後16時47分 再開

~~~~~

日程第6 議案第4号 平成18年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（樋口泰幸） ながらくお待たせいたしました。本会議を再開いたします。本日の会議時間は、議事の都合によりまして延長いたします。日程第6議案第4号 平成18年度砥部町一般会計補正予算第5号についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 議案第4号平成18年度砥部町一般会計補正予算について、ご説明いたします。平成18年度砥部町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによるということで、第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,651万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,456万9千円といたします。それから、第2条としまして、地方債の追加は、第2表地方債補正によるということで、補正予算書の3ページをお願いいたします。地方債補正は、合併特例債を8,880万円追加いたします。起債の方法、利率、償還の方法については、従来どおりでございます。歳入歳出補正の内容でございますが、お手元にお配りしております、議案一覧表の方を一枚めくっていただいたらと思います。議案一覧表でございます。よろしいでしょうか。ここに書いておりますように、今回の補正予算は、18年度分の市町村合併推進体制整備補助金が確定いたしましたため、この関連事業の追加をするとともに、財源の組み替えをするものでございます。それから、池川清宏様より本町の音楽振興のためといたしまして、800万円の寄付を受けております。この寄付を財源に、砥部地区の小中学校に音楽備品を購入いたします。これらの関係の小中学校関係予算を追加計上しております。まず1でございますが、合併関連予算につきましては、ここの表にございますように、5つの項目で合併関係の予算がございます。この内、1番の町勢要覧関係につきましては、費用の増減、財源の変更はございませんので、予算には上げておりません。今回の補正予算に上がってきますのは、2の総合計画策定事業。これにつきまして補助金の額が当初391万9千円にしておりましたが、219万ということで、一般財源の方を増やしております。次

に、町民の森事業につきましても、新たに合併補助金169万1千円を加えまして、一般財源を減らしております。それから、八倉地区の道路整備事業につきまして、920万円の合併特例債を充当いたしまして、その分一般財源を減らしております。最後に、麻生小学校体育館の耐震補強事業でございますが、子の事業は平成20年度に予定をしておりましたが、今回の補助金を得まして、追加としております。1億4,693万円でございますが、その財源の内訳は、6,304万5千円を国の補助金、7,960万円を合併特例債、一般財源として428万5千円を追加するものでございます。その他に学校関連の事業といたしまして、(2)にございますように、児童の相談対策としてカウンセリングに対する報償費30万円を追加。それから、これは広田小学校でございますが、病弱児童入学に係る学校改修ということで128万円を追加しております。それと、先ほど申し上げました砥部地区の小中学校の音楽用備品。これを中学校に500万円。砥部地区3小学校に100万円ずつを追加いたしております。この財源につきましては、国庫支出金を6,300万7千円。町債を8,880万円。寄付金を800万円としております。この関係で、一般財源は329万7千円減額ということでございます。以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○17番（玉井啓補） 直接ではないのですが、関連の件でちょっと私も勉強不足で分からんのですが、お聞きしたいと思っておりますが、国とかの寄付金やったら勲章とかいうのが申請ができるというようなことで、金額は分からんのですが、800万円を寄付してもろとるいうんじゃったら、申請したらどんなんじゃろうかと思っております。その点研究されたかどうかをお尋ねしたい。

○議長（樋口泰幸） 松村学校教育課長。

○学校教育課長（松村昇二） 玉井議員さんのご質問にお答えいたします。公共団体への寄付金につきましては、500万円以上につきましては、紺綬褒章の受章の推薦ができるとなっておりますので、その準備を今いたしておったところでございますが、実は、先般、この池川清宏様が、亡くなられたという連絡を受けまして、町の方から弔電も送らせていただいたところでございます。その関係で、ご遺族の方に遺族追賞という形の賞が受けられますので、遺族追賞という形に切り替えて申請したいと考えております。

○議長（樋口泰幸） 他に質疑ございませんか。三谷議員。

○18番（三谷喜好） その褒章は国から出すものでしょ。国も結構ですが、本町としてもこれほど高額なお金を寄付してくれた。本人が名を告するなというのなら別でございますが、やはり、町報で、あるいはあれするなり末永くこの遺志を受け継げるような方法をご検討していただけたらと思っております。

○議長（樋口泰幸） 松村課長。

○学校教育課長（松村昇二） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。町といたしましても、感謝状も贈らせていただきたい。それと併せまして、備品にはすべて故池川泰子様と故池川清宏様の寄贈というかたちでのシールを貼らしていただいて、言われましたような末永くご遺志を伝えていきたいというふうに考えております。

○議長（樋口泰幸） それと、国からの勲章かどうかということ。

○学校教育課長（松村昇二） これは国からの章でございます。

○議長（樋口泰幸） 他にございませんか。質疑を終わります。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（樋口泰幸） 討論なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成18年度砥部町一般会計補正予算第5号は可決されました。

おはかりします。

議会人事案件を日程に追加し、議題とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（樋口泰幸） 異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加し、議題とすることに決定しました。追加議事日程を事務局長が配付します。

[原田事務局長追加議事日程配布]

西村副議長、議長席にお着き願います。

[樋口議長辞職願提出]

○副議長（西村良彰） ただ今、樋口議長より議長辞職願が提出されました。

おはかりします。議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議長辞職について

○副議長（西村良彰） 追加日程第1議長辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、樋口泰幸君の除斥を求めます。

[樋口議長退場]

○副議長（西村良彰） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（原田公夫） 辞職願 このたび一身上の都合により、議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成19年2月15日。砥部町議会副議長 西村良彰殿。砥部町議会議長樋口泰幸。以上でございます。

○副議長（西村良彰） おはかりします。樋口議長の議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、樋口議長の議長辞職を許可するこ

とに決定しました。樋口泰幸君の除斥を解除します。

[樋口議長入場]

○副議長（西村良彰） ただ今、議長辞職を許可することに決定しましたので、議長退任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（樋口泰幸） 昨年の2月15日に議長就任以来1年間、長かったようにも思いますし、また、短かったような気もしております。就任期間中につきましては、町理事者、また、職員の方々ご支援のもとに、自分の役職としての議長職を大過なく過ごせたことを、自分の誇りにも思いますし、砥部町の誇りでもあると思います。また、一部学校関係につきましては、多少のトラブルもございましたけれども、全体的に見回してみましても、スムーズな町議会運営ができたのではないかと自分では思っております。また、未熟な点がありまして、皆様方にいろいろとご不快な面を与えたこともあったかと思っておりますけれども、今後その私の欠点というものは、また皆さん方で改めていただきたいと思っております。本当に一年間、皆様のご支援のもとありがとうございました。以上で退任のあいさつといたします。

○副議長（西村良彰） ただ今、議長が欠けました。おはかりします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第2 議長選挙

○副議長（西村良彰） 追加日程第2議長選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定しました。

議長に栗林政伸君を指名します。おはかりします。ただいま副議長において指名しました栗林政伸君を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました栗林政伸君が議長に当選されました。議長に当選されました栗林政伸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新議長に就任のごあいさつを

お願いします。

○議長（栗林政伸） 一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。このたび、議員各位の温かいご推挙によりまして、図らずも砥部町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄に存ずる次第であります。私はその器でないことは自分が一番よく承知いたしておりますが、ここに皆様のご推挙を受けました上は、身をていしてそのご厚情に対し報いるよう覚悟を新たにしているところであります。

議会運営につきましては、議会運営委員会や議員各位の意見を尊重しながら、中立、公正を旨として、議会が円満に運営されますよう、誠心誠意、努力する所存であります。

さて本年も厳しい財政事情の中、行財政改革を行い、少子高齢化に対応した政策や公共下水道事業を推進する極めて重大な時期にあると思えます。こうした時こそ、特に行政機関と議会がそれぞれの権限を尊重し合い、協力して町民の負託に応えるよう、立派な砥部町政を作り上げていかなければならないと思えます。

議員各位におかれましては、今後、より一層のご支援、ごべんたつを賜りますよう、心からお願い申し上げますとともに、中村町長を始めといたしまして、町職員、管理職の皆様方にもご指導を賜りますこと、心からお願い申し上げます、議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（西村良彰） 議長は議長席にお着きください。

○議長（栗林政伸） ただ今、西村副議長より副議長辞職願が提出されました。おはかりします。副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第3 副議長辞職について

○議長（栗林政伸） 追加日程第3副議長辞職についてを議題とします。地方自治法第117条の規定により、西村良彰君の除斥を求めます。

〔西村副議長退場〕

○議長（栗林政伸） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（原田公夫） 辞職願 このたび一身上の都合により、副議長を辞職いたしたいので、許可されますようお願いいたします。平成19年2月15日。砥部町議会議長 栗林政伸殿。砥部町議会副議長 西村良彰。以上でございます。

○議長（栗林政伸） おはかりします。西村副議長の副議長辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、西村副議長の副議長辞職を許可することに決定しました。

西村良彰君の除斥を解除します。

[西村副議長入場]

○議長（栗林政伸） ただいま、副議長辞職を許可することに決定しましたので、副議長退任のご挨拶をお願いします。

○副議長（西村良彰） 副議長を退任するにあたりまして、一言、お礼を申し上げます。

昨年2月の臨時会で、皆様の温かいご支持をいただきまして、副議長の要職に就任させていただきました。以来、1年間、至らぬ点多々ありましたが、大過なく職務を執行する事ができましたことは、樋口議長さんを始め議員の皆様方並びに執行部の町長ほか関係各位の終始変わらないご指導、ごべんたつの賜物であり、ここに謹んで厚くお礼を申し上げます。

今後一議員として、町政の進展に献身する覚悟でございます。皆様方の一層のご指導とご協力をお願いいたしまして、退任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（栗林政伸） ただいま、副議長が欠けました。

おはかりします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

~~~~~

追加日程第4 副議長選挙

○議長（栗林政伸） 追加日程第4副議長選挙を行ないます。

おはかりします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定しました。副議長に土居英昭君を指名します。

おはかりします。ただいま、議長において指名しました土居英昭君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました土居英昭君が副議長に当選されました。副議長に当選されました土居英昭君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。新副議長に就任のご挨拶をお願いします。

○副議長（土居英昭） 就任のご挨拶を申し上げます。このたび、皆様のご推挙をいただきまして、副議長に就任することになりましたことは、誠に身に余る光栄であると同時に、責任の重大さも痛感しているところでございます。

副議長の要職を十分に果たせるかどうか、大変心配をいたしております。議長のご指導とご助言をいただきながら、名誉ある席を汚さず、その職責を全うできるよう最大の努力をしてまいりたいと決意をいたしている次第であります。

議員各位のご指導、ごべんたつを賜りますよう、お願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（栗林政伸） おはかりします。任期満了に伴う常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（栗林政伸） 追加日程第5 常任委員会委員の選任についてを議題とします。委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配布の名簿のとおり指名したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって常任委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後5時20分 休憩

午後5時30分 再開

○議長（栗林政伸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。総務文教常任委員会委員長に井上洋一君、副委員長に政岡洋三郎君を、厚生常任委員会委員長に土居美智子君、副委員長に西岡章一君を、産業建設常任委員会委員長に中島博志君、副委員長に山口元之君がそれぞれ就任されました。今後、ご協力のほどよろしくお願ひします。

○議長（栗林政伸） おはかりします。任期満了に伴う議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任について

を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（栗林政伸） 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって議会運営委員会委員は、お手元に配布の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後5時32分 休憩

午後5時37分 再開

○議長（栗林政伸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に樋口泰幸君、副委員長に中村茂君が就任されました。今後、ご協力の程よろしくお願ひします。

○議長（栗林政伸） おはかりします。議会広報調査特別委員会委員より、辞任の申し出がありましたので、議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任についてを日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第7 議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任について

○議長（栗林政伸） 追加日程第7 議会広報調査特別委員会委員の辞任及び選任についてを議題とします。三谷喜好君、西村良彰君、田室博志君から議会広報調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

おはかりします。三谷喜好君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、三谷喜好君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可し、後任については、委員会条例第8条第1項の規定により、山口元之君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

次に西村良彰君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、西村良彰君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可し、後任については、委員会条例第8条第1項の規定により、政岡洋三郎君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 次に、田室博志君の辞任について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、田室博志君の議会広報調査特別委員会委員の辞任を許可し、後任については、委員会条例第8条第1項の規定により、樋口泰幸君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩します。休憩中に議会広報調査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後5時39分 休憩

午後5時44分 再開

○議長（栗林政伸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をします。休憩中に議会広報調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に土居英昭君、副委員長に土居美智子君が就任されました。今後、ご協力のほどよろしくお願ひします。

○議長（栗林政伸） おはかりします。下水道整備特別委員会の委員長辞任の報告がありましたので、下水道整備特別委員会の委員長の辞任に伴う下水道整備特別委員会の委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、追加日程第8として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。

よって、下水道整備特別委員会の委員長の互選結果報告についてを日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第8 下水道整備特別委員会委員の委員長の互選結果報告について

○議長（栗林政伸） 追加日程第8 下水道整備特別委員会の委員長の互選結果報告についてを議題とします。ただ今より互選結果を報告します。委員長に大野和博君が就任されました。今後、ご協力のほどよろしくお願ひします。

○議長（栗林政伸） おはかりします。議会人事の異動及び三谷喜好君、田室博志君の伊予消防等事務組合議会議員の辞任に伴い、欠員が生じた一部事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、一部事務組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第9 一部事務組合議会議員の補欠選挙について

○議長（栗林政伸） 追加日程第9 一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

おはかりします。指名の方法については、議長によって指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定しました。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合議会議員に土居美智子君、西岡章一君。

内山衛生事務組合議会議員に土居美智子君。

伊予消防等事務組合議会議員に三谷喜好君、田室博志君を指名します。

○議長（栗林政伸） おはかりします。ただ今議長が指名しましたとおり当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（栗林政伸） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しましたとおり当選されました。土居美智子君、西岡章一君、三谷喜好君、田室博志君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。

○町長（中村剛志） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員の皆様には、上程させていただきました議案について、慎重にご審議を賜り、ご議決、ご承認くださいまして誠にありがとうございました。

いよいよ18年度も残り少なくなりました。ここに来て詰めを誤らないよう、しっかりと各事業を再点検しながら、仕上げてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

さて、ただ今新しい正副議長さんが誕生されました。誠におめでとうございます。ご就

任を心からお喜び申し上げますとともに、お二人の手腕に大いなる期待と今後一層のご活躍をご祈念申し上げます。砥部町も新町となって3年目がスタートしております。ホップステップからいよいよジャンプの年ということになります。新体制の議会と執行部が両輪となって円滑な町政運営を行ない、町民の皆様が安心して暮らしていけるまちづくり。誇りと生きがいをもって暮らせるまちづくりを推進し、砥部が跳ぶ、ジャンプの年になりますよう、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（栗林政伸） 以上をもちまして、平成19年第2回砥部町議会臨時会を閉会します。

午後5時47分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員